

足柄サービスエリア周辺地区開発道路建設事業に関する協定書

合同会社ふじのくに小山土地建物（以下「甲」という。）と、駿東郡小山町（以下「乙」という。）とは、足柄サービスエリア周辺地区開発道路建設事業（以下「事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、事業の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、乙の定める諸規定により、事業を実施する。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、別添位置図に示す足柄サービスエリア周辺地区開発道路の道路改良舗装工事に係る業務とする。

（負担金の範囲及び金額）

第3条 甲は、事業に係る委託費、工事費負担金、その他事業費及びこれらに係る事務費（以下これらを「負担金」という。）を負担する。

2 前項の規定による負担金の算定方法は、甲、乙が誠実に協議の上、決定する。

3 乙は、事業の遂行に際し第三者との間で業務委託又は工事請負の合意を行う場合、事前に甲の承諾を得るものとする。

（負担金の支払い方法）

第4条 乙は、別に定める年度毎の契約に基づき、甲に負担金の支払を請求できる。

（解除）

第5条 天災地変その他これに類する事由、足柄サービスエリア周辺地区開発事業（以下「本開発事業」という。）のために必要な全ての開発許可（以下「本開発許可」という。）が取得できなかったことその他の事由により本開発事業の遂行が著しく困難になった場合、甲は、この協定を解除することができる。

（負担金の清算）

第6条 期間の満了、解除、合意による解約その他理由の如何を問わずこの協定が終了した場合、乙は受領した負担金から実際に事業のために支出した額を控除した金額を、その根拠を示した上で、無利息にて甲に返還する。

(行政上の処理)

第7条 事業の実施に必要な行政上の手続及び協議は、原則として乙が行うものとし、甲はこれに協力する。

(苦情等の処理)

第8条 事業の実施に伴う第三者からの苦情等の処理は、原則として乙が行うものとし、甲はこれに協力する。

(協定の変更)

第9条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して変更する。

(報告)

第10条 甲は必要があるときは、事業の執行状況について乙に報告を求めることができる。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から事業完了の日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して定める。

(条文以上)

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月4日

甲 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

東京共同会計事務所内

名 称 合同会社ふじのくに小山土地建物

代表者氏名 代表社員 一般社団法人ふじのくに小山ホール

ディングス

職務執行者 立花 哲也

職務執行者 堀田 佳延



乙 所在地 静岡県駿東郡小山町藤曲 57 番地の 2

氏 名 駿東郡小山町長 込山 正秀

